

令和3年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：道路事業に関する事務の執行及び管理について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
27	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>1. 道路整備総論（道路の新設、改良、老朽化対策、ライフサイクルコスト）</p> <p>【意見1-1】用地取得済みであるが長期にわたり供用されていない区間</p> <p>県の管轄する道路には、将来的には4車線化するが暫定2車線で供用している道路が6路線6区間ある（この他、整備に着手している1区間ある）。これらの区間の総延長は21.3kmで、現在までに4車線で供用されている区間の総延長は2.0kmである。整備に着手している1区間1.8kmを除き、全て、将来的な4車線拡幅に必要な土地を含め用地を取得済みである。このうち、事業開始後（用地取得開始後）20年を経過している区間の総延長は17.9km、現在までに4車線で供用されている区間の総延長は1.7kmである。暫定2車線で供用している区間については、予算がつけば4車線化工事開始、供用となるが、今後さらに県の財政が厳しくなることが見込まれ、計画されているすべての路線・区間について予算措置されない可能性もある。その場合には、既に取得済の用地については用地取得費用について経済的損失が生じることになる。</p> <p>着手済みの事業については、他の目的への利用や売却等をするには制約があり、事業の大幅な変更は難しいと思われるが、交通量の変化などの社会情</p>	<p>道路事業においては、計画延長が長い場合や4車線での計画などの場合は、費用が嵩み用地取得や工事に長期間を要することから、計画延長の分割や暫定的に2車線での計画とすることで、早期に事業効果を発揮できるよう努めている。</p> <p>用地取得済みの区間を含め、4車線化や立体交差化など、次の段階への整備着手に当たっては、交通量の推移や交通安全の状況、沿道の開発状況などを総合的に勘案しながら事業内容を検討し、進めていくこととしている。</p> <p>一方、新たな事業を計画する場合には、将来交通量や当該市町村のまちづくりとの整合を図りながら、その幅員や延長などの整備計画を定めることとしており、今後、事業などに取り組む際には、その事業効果や緊急性、優先度、ネットワークとしての機能などを考慮しながら進めていく。</p>

勢の変化を反映しながら事業期間の短縮や事業費の縮減に努める等、早期に供用し、投資効果の発現を図ることが望まれる。また、今後新たに事業を計画する場合には、費用便益比など事前評価、再評価を慎重に検討し、4車線高架化を4車線平面にする、あるいは2車線供用など需要に応じた規模にする等、選択と集中を図ることが望まれる。

路線名	区間	事業延長 (km)			最初に事業を開始した年度	事業開始後20年経過 (km)
		4車線供用	暫定2車線供用	暫定2車線供用		
綜合富尾線	四方荒屋～打出	1.6	0.3	1.3	平成16年	—
富山立山125線	富山101～立山102	3.9	1.3	2.6	平成元年	3.9
高岡環状線	上伏間江～六家	5.2	—	5.2	平成4年	5.2
姫野能町線	能町～中曽根	2.0	—	2.0	平成9年	2.0
姫野能町線	中曽根～作道	1.8	—	—	平成26年	—
車部宇奈月線	萩生～若葉	2.4	0.4	2.0	平成12年	2.4
国道359号	賴成～高道	4.4	—	4.4	平成9年	4.4
合計		21.3	2.0	17.5		17.9

2. 入札から工事完了までに係る事務処理

34 【意見2-1】 工事設計金額のミス ・入善土木事務所

以下の工事契約について、変更契約金額が大きい理由を確認した。その一番の要因は、契約当初の工事設計書の設計ミスにより防護柵設置工事に必要となる材料費 480万円が設計金額に反映されていなかったことによるものであった。

工事番号	案件名称	変更契約日	当初請負代金	変更契約額
4347958	入善宇奈月線道路改良工事	令和2年5月1日	63,250,000円	18,708,800円

入善土木事務所では、上司が担当者の積算金額確認時において、設計書の違算防止を目的として工事設計審査表を活用しているが、当該設計ミスが確認時に発見されなかった。契約時にお

指摘後、入善土木事務所では、他の職員によるダブルチェックと上席者（班長等）による慎重な確認を徹底している。

いて重要な項目が脱漏すること等がないように、例えば前述の工事設計審査表において工事の主要項目の網羅性確認を行えるようにするなど、契約内容について大局的にチェックできるような仕組みづくりを行うことが重要であると考えます。

34 【指摘2-1】 決裁日の記入漏れ

条件付一般競争入札の実施についての起案書について、起案日はあるが決裁日の記載がない資料が見受けられた。その他の起案書についても決裁日の記載がないものが散見された。

文書管理規程によれば、「出先機関の長の決裁に係るものは、当該出先機関の文書責任者において決裁日付印(様式第7号)を押して、主務者に返付しなければならない(第24条)」とあることから、起案書には決裁日の記載が必要である。また、起案した事項については、決裁を受けた後に実施することが当然であるところ、承認と実施の時系列に問題がないことを証するためにも、起案書に決裁日を記載することは必要と考える。

34 【意見2-2】 設計変更額の増加率が大きい工事における契約変更について
・入善土木事務所

以下の工事契約について、当初請負金額26,180,000円に対し変更契約額が9,729,500円となっており、変更額が当初請負代金の約37%となっていた。

各土木センター及び事務所では、指摘後ただちに、起案文書への決裁日の記入を行った。また、文書管理規程に従い、起案日や決裁日は実態に即して適切に記載するよう職員に対して周知徹底を図った。

入善土木事務所では、大幅な増額が見込まれ施工中の工事と分離して施工することが困難等やむを得ない場合には、その理由を具体的に記載するよう関係職員へ周知徹底を図った。

工事番号	案件名称	変更契約日	当初請負代金	変更契約額
4348271	若栗生地線橋梁維持 修繕飯沢跨線橋舗装 補修工事	令和3年3月22日	26,180,000円	9,729,500円

最終工事金額が大幅に増額となった理由は、当初予定されていなかった橋梁歩道部の舗装工事について県の予算が割り当てられ、工事内容が追加されたことである。県の土木部長通知では、変更見込み金額が請負代金額の30%を超える工事は原則として別件により発注するものとなっているが、当該工事では当初契約の相手との契約変更により追加工事が行われていた。

その理由を県の担当者へ確認したところ、当該追加工事（歩道部の舗装工事）は当初工事（車道部の舗装工事）と一体性があり一貫した施工を行うことが好ましいことに加え、橋梁工事を行う業者の不足に起因して業者を確保する必要性から、別件発注の形態を採らず、当初契約の業者と変更契約を締結した旨の回答を得た。しかし、工事変更施行伺の変更理由書には「現地状況により、歩道部の舗装打換工を追加する」旨の記載があるのみであり、設計変更額について新規発注とするか変更契約を締結するかの検討過程の記載が行われていない。

設計変更額の増加率が大きい工事について、本来は別件発注として入札により新規契約締結業者を選定すべきところ、安易に当初契約の変更を認めてしまうと、追加する工事の内容によっては当初契約の業者と随意契約を締結することとなり、結果として工事金額

が過大となってしまうことが考えられる。そのため、当初契約の業者と変更契約を締結する場合には、別件発注を行わないことの合理性について検討し、当該検討過程の記載を残すことが望ましい。

35 【意見2-3】総合評価方式の加算点の付け方について

総合評価方式では、入札業者の施工能力、地域性・社会性等を数値化し、加算することになっているが、富山県では簡易型Bによる入札がほとんどであることから（道路事業においては、令和2年度の総合評価方式による全入札件数の95.7%）、【意見2-5】とも相まって、「優良表彰」、「地域性」以外の点数はほとんど差が生じておらず、「優良表彰」、「地域性」のみが有意差となっている。

「優良表彰」は、前2年度の工事の出来栄や施工体制等を評価するものであり、「地域性」は、業者の営業所の所在地が、土木センター管内にあるか、市町村内にあるか等により配点されるものであるが、該当工事の特徴に合致した施工能力や技術力は、必ずしも両者のみで評価し得ないと考えられる。

その結果、総合評価方式を採用しているものの、その工事に必要な施工能力等が十分に評価されているとは言い難く、最低価額を出した業者が落札することがほとんどであることから（道路事業においては、令和2年度の

価格と価格以外の要素を総合的に評価し、優れた調達を行えるよう、これまでも運用の見直しに努めてきた。

今後とも、本県の実情を踏まえながら、工事品質の確保や向上が図られるよう、総合評価方式の運用について適宜研究を行っていく。

全入札件数 233件のうち、入札価額以外の評価により落札した件数は18件、全入札件数の 7.7%)、総合評価方式が形式的なものになり、有意なものになっているか疑問が残る。

総合評価方式のどの評価型式においても、工事毎に必要な技術やノウハウを持つ業者が選定される評価、運用が望まれる。

36 【意見2-4】随意契約における1者見積りについて

・入善土木事務所

富山県会計規則第102条において、随意契約を締結しようとする場合には、可能な限り2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定められている。一方で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号に該当する場合は、その契約内容によっては、1者見積りによる随意契約も認められる（第2号：その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき、第6号：競争入札に付することが不利と認められるとき、第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）。

入善土木事務所の修繕工事において、1者見積りによる随意契約が行われている理由が上記の地方自治法施行令に定める随意契約理由に該当するものか否かの確認を行ったところ、以下の事例が発見された。

入善土木事務所では、ご意見を踏まえ、自治令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約にあたっては、緊急に施工しなければならない理由等を具体的に記載するよう関係職員へ周知徹底を図った。

(ア) 修繕箇所の事前把握により1者見積りの回避が可能であると考えられる事例

道路の白線が薄くなっているとの警察からの指摘を受け、緊急を要する事項として1者見積りによる随意契約が行われていた。当該事項については、日々の道路パトロールの中で修繕すべき箇所を事前に発見することにより時間的な猶予のある対応が可能となるため、緊急を要する事項とすることなく、2者以上からの見積書の徴収が可能であるとする。

(イ) 緊急性があるとして1者見積りによる随意契約が行われているが、工事の完了までに時間を要している事例

以下の工事において緊急を要する事項として1者見積りによる随意契約が締結されていたが、情報の受付けから修繕の完了までに2か月以上を要している。工期が通常よりも伸びてしまった原因として大雪の影響があった旨の説明を県の担当者より受けたが、その影響を勘案しても工事完了までに長期間を要している印象を受ける。仮に、短期間での工事対応ができなかった原因が、緊急対応可能な業者であるかどうかの観点による随意契約先の選定がなされていないことであるとすれば、緊急を要する事項の対応として適切とは言えないと考えられる。そのため、緊急性を要する事項として随意契約を締結する際には、その選定業者の工事実績や地理的条件だけでなく、緊急対

応が可能かどうかを検討する必要がある、業者選定理由としてその検討結果を記載に残すことが望ましい。

内容	受付日	処理完了日	業者選定理由	概算工事費
(石田前沢線) 堀切 跨線橋の地覆カバー 破損の修繕	令和2年12月25日	令和3年3月11日	橋梁補修業者 で管内から近い業者	600,000円
(古原入善線) 防護 柵破損の修繕	令和3年1月12日	令和3年3月19日	管内で防護柵 設置の実績が多数	150,000円

37 【意見2-5】工事成績採点表の採点方法

工事完了後に、今回の工事の施工体制、出来ばえ、工夫等について業者を評価する「工事成績採点表」により採点がなされており、この評価が総合評価方式で入札する場合には評価要素の一部にもなる。評点は加点方式によるとし、「a」～「e」の評価段階別に配点されることになっている。

複数のサンプルを確認した結果、ほとんどに「b」が付されており、どの工事においても評点に大きな差異が見られなかった。これは、評価に使うチェック項目が当然に「適」とされるべきものがほとんどであるためと考えられる（一例を示すと、施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっているかどうか、日常の出来形管理が適時、的確に行われているかどうか、現場内での整理整頓が日常的になされているかどうかなど）。なお、業者が、特に技術、施工体制、工夫等を行ったことを県に報告することにより、県は、工事特性、創意工夫、社会性等の項目において評価することになっているが、業者がそのような工

従来から、優秀な技術、施工体制、工夫等について加点要素として評価する手法で運用しており、評価の通知を通じて業者側へのレベル向上を促す観点からも、今後とも厳格に評価を実施していく。

夫等を積極的に報告しない場合に、一律の評価になりがちのものになっている。

当該評点は業者にも通知されることになっていることから、評点の通知を通じて業者側へのレベル向上を促す観点から、優秀な技術、施工体制、工夫等の加点要素について厳格に評価し、具体的・客観的に記録することが必要と考える。また、そうすることで、

【意見2-3】にある総合評価方式の意義を高めることができる。

39 【意見2-6】成績評定の実施遅れ
・富山土木センター

富山土木センターで実施された以下2件の委託業務の受注者に対し、成績評定が適切な時期に実施されていなかった。

①国道471号外道路台帳修正委託業務契約 金額4,161,300円、

検査日：令和3年3月26日

②国道359号外道路台帳修正委託業務契約 金額3,251,600円、

検査日：令和3年3月26日

令和3年3月に検査が完了した上記業務の成績評定の実施が令和3年7月となった原因を県の担当者に質問したところ、年度末の検査業務が集中する時期であったことによる看過である旨の説明を受けた。今後は成績評定の実施を適切な時期に行うよう留意する必要がある。

富山土木センターでは、本意見内容について関係職員に周知し、以後は、遅滞なく適切な事務手続きとなるよう努めている。

39 【指摘2-2】需用費（修繕費）の支

指摘後、立山土木事務所

払遅延

・立山土木事務所

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条において、支払期限を書面で定めない場合又は契約書を省略したときの経費の支払期限は請求書を受領した日から15日以内と定められている。「地方公共団体のなす契約」にかかる支払時期等については、支払遅延防止法が準用される（支払遅延防止法第14条）。立山土木事務所における支払期限の定めのない経費の支払いについて、業者からは令和3年3月中に請求書を受領しているが、担当者による支出決議書の作成が遅れたことにより、その支払いが（請求書受領から15日を経過した）令和3年5月となっている事例が散見された。

支出命令は遅滞なく行う必要があり、請求書の受理をした場合、内容などを確認し適正なものと同認したときは、速やかに支出命令を行う必要がある。

39 【指摘2-3】委託料（除雪費）の支払遅延

・立山土木事務所

適正な請求書を受領したときは、受理した日から起算して30日以内に支払う契約となっている。除雪業務の委託費の履行確認は令和3年2月9日に実施されているが、請求書を受領したのは令和3年3月5日であり、支払いは3月18日に行われている。請求書を受領した日から30日以内に支払いが行わ

は、支払遅延防止法に基づく支払期限について職員に注意喚起を行い、適正な会計事務に努めている。

また、令和4年4月人事異動の際には新旧職員が十分な引継ぎを行い、請求書の支払いもれ等が発生しないよう、改めて注意喚起を行った。

立山及び氷見土木事務所においては、業者に対し、令和3年度より請求書を適時に請求日付を記載して発行するよう指導している。

また、各土木センター・事務所に対し、道路除雪・雪寒事業担当者会議において、早期支払いのために適正な請求書の提出を事業者に求めるよう周知し、適切な支払いの一層の徹底

れているものの履行確認から支払いまで1か月以上の期間を要している。業者に請求書を適時に発行するよう指導する必要がある。

・氷見土木事務所

立山土木事務所と同様に、2月分の除雪費の支払いにつき、請求書受領が4月2日、支払いが4月15日となっていた。また、業者から徴収した請求書に日付の記載が行われていなかった。請求書の受理まで時間を要していることに加え、業者に請求書日付の記載を求めるように徹底する必要があると考えられる。

40 【指摘2-4】保存期間延長の手続き

・砺波土木センター

文書管理規程別表第3では、工事関係文書の保存期間が文書の重要度等に応じて工事完了時の属する事業年度末から10年又は5年間と規定されている。各土木センター及び土木事務所では保存期間を5年間と定めている。しかし、砺波土木センターの書庫を確認したところ、5年超経過した平成25年度に完了した工事の書類が廃棄されずに残されていた。

道路関係の工事においては、一連の工事において工事に着手可能な時期が異なること等から複数の区間に分割して別々の工事契約を締結することがある旨、県の担当者より説明を受けた。この場合には、保存期間が終了した契約書類等について一連の工事が完了す

を図っている。

指摘後、砺波土木センターでは、当該文書の廃棄を行った。また、文書管理規程に従って、必要に応じ個別延長の手続きや保存期間の明示など適正な文書管理を行うよう、職員に対して周知徹底を図った。

るまで保存期間を延長して契約関係の書類を保存する場合がある。文書管理規程第61条では、出先機関の長は保存期間を延長又は再延長する必要があると認めるときは保存文書管理者にその旨を申し出るなど保存期間の延長について定められているが、手続きされた書類が残されていなかった。

また、対象となる契約書類のファイルについて、保存期間を明示したラベル管理がなされていなかった。前述の県担当者の説明を踏まえると、保存期限を延長して保存している書類は一連の工事が完了するまでの間重要度が高いものと考えられる。そのため、文書管理規程に従い、個別延長の手続きを実施し、資料の保存期限を明示の上で書庫にて保存されるべきものとする。

40 【意見2-7】文書管理システムの活用について

文書管理規程には、「起案は、規則及び他の訓令等に定める様式の起案用紙によるものを除き、文書管理システムにより行わなければならない。ただし、文書管理システムの利用が困難な場合は、起案用紙及び起案附属用紙を用いて行わなければならない。（第15条第1項）」とあり、さらに「前項ただし書の起案附属用紙は、これに代えて保存に耐え得る他の用紙を用いることができる。（第15条第2項）」とある。

文書管理規程は原則として文書管理システムにより起案することを規定し

県庁全体で文書管理システムを活用した起案・決裁を推進しており、土木部においても事務効率を勘案しながら、積極的な文書管理システムの利用に努めていく。

ているが、各土木センター・土木事務所では紙ベースの起案書となっており、工事1件当たりの資料がとても多い印象がある。システム等を活用することにより、紙ベースでの資料削減が図られるのではないかと考える。これによりペーパーレス化促進や保管スペースの削減といった効果があり、また検索機能を使った事務効率化も図られるものと思われる。

3. 道路の管理

47 【指摘3-1】道路台帳を管理するソフトウェアの設定ミス

道路台帳は専用のソフトウェアにより作成し、管理されているが、個々の道路データについて「道路事務所名」の欄には、管轄する土木センター名ないし土木事務所名を記載・表示すべきところ、ソフトウェアの業者名（「富士通県道路課」と表示されている）を記載・表示している。また、図面対象番号を記載・表示すべき箇所に「図面対照番号」と表示されている。

道路台帳システムの開発を業者に委託し、仕様どおりのものとなっているか検査をしていると思われるが、上記のように基本的な事項のチェックが見落とされている。システム開発に関する検査は、項目のひとつひとつを詳細にチェックし、漏れがないようされなければならない。

48 【指摘3-2】委託料の積算資料の記載漏れ

指摘後、ただちに、ソフトウェア内の設定を修正した。

今後システム開発にあたっては、仕様通りとなっているか検査等において入念にチェックしていく。

指摘後、小矢部土木事務所では、他の職員によるダブルチェ

・小矢部土木事務所

道路台帳の修正を外部委託するにあたり、実際には道路の舗装補修を行っていたにもかかわらず、受託者へ提示した委託料の積算資料から抜けている箇所があり、委託先からの連絡で判明したという事例があった。

積算資料については、担当者以外の者が複数回確認を行うことになっているが、徹底されておらず改善が必要である。

48 【意見3-1】トンネル台帳の現況記載の更新

入善土木事務所の管轄において、現在は利用されていないトンネル（笹川隧道）がある。当トンネルは通行止めであるが、現存している状態であることからトンネル台帳も存在する。これは道路が閉鎖されており通行できない状態であるが、取り壊しされていないため台帳が保管されているものと思われる。ただし、現在利用されているトンネルなのかどうか判別できず、「その他特記事項」から「トンネルの老朽化・交通量の増大及び車両の大型化に伴い、昭和57年10月より現トンネルより約50～300m南側に新トンネル建設中」との記載から推察できるのみである。よって、台帳に現況の記載が必要と思われる。

また、当該トンネルは、閉鎖トンネルであるものの、取り壊しとなっていないことから、現況は片側入口からは侵入が可能な状況との回答があった。

ックを行うとともに、最終的には上席者による確認を徹底している。

入善土木事務所において、現状を把握できるようトンネル台帳の記載内容を修正した。

また、閉鎖トンネルの入口については、令和4年8月に格子状の侵入防止柵を設置した。

閉鎖されており、老朽化の点検対象のトンネルでもないことから、人や車が入ると事故等の危険があるといえ、完全に侵入不可能な状態にすべきであると考ええる。

48 【意見3-2】道路台帳の電子化

道路台帳の電子化の進捗状況は8つの土木センター・土木事務所の平均で、TIFFデータで98%、CADデータで54%にとどまっている（令和2年4月1日現在）。

所管	TIFFデータ 進捗率	CADデータ 進捗率	台帳附図枚数 (枚)
富山土木センター	95%	44%	2,406
高岡土木センター	97%	31%	1,341
立山土木事務所	94%	74%	974
新川土木センター	100%	53%	661
入善土木事務所	100%	14%	809
氷見土木事務所	100%	19%	555
砺波土木センター	100%	98%	1,543
小矢部土木事務所	100%	100%	478
平均	98%	54%	-
合計	-	-	8,767

進捗率＝電子化枚数／附図枚数

以下の点で TIFF データよりも CAD データが優れていることから、CAD によるデータ化を進めるべきと考ええる。

- ・レイヤ毎の作図や作図の補助等の機能による作業を効率化することができる。
- ・座標値を持つことにより、延長・面積・体積をソフト上で正確に測定可能となる。
- ・委託設計や工事発注の下図として利用可能となる。

49 【意見3-3】トンネル台帳の保存媒体

道路台帳の CAD 化については積極的に進めており、令和4年4月現在で57%となっている。今後も必要な予算の確保に努め、継続して進めていく。

各土木センター及び土木事務所の道路維持担当者会議におい

トンネル台帳が紙形式であり、データ化されていない状況であった。また記載内容の充実度に濃淡があり、情報の有用性としては重要度が低いと感じられた。

データベース化により記載の履歴や情報の充実が図られ、台帳をより有効に利用できるのではないかと考える。また、データベース化により他の管理台帳と関連付けすることで、情報の二重入力といった非効率性を避け、また情報の収集度が高まることで、老朽化対策にも有効に利用されると考える。DX 促進による効率性促進という点からも必要な対応であり、紙形式の台帳とするのではなく、データベース化が促進されることが望まれる。

49 【指摘3-3】警察署との事前協議がされていなかったこと

・砺波土木センター、新川土木センター

道路法では道路管理者（富山県）が占用の許可を与える場合には事前に管轄する警察署との協議が必要とされているところ（道路法第32条第5項）、警察署からの回答が届く前に申請を許可した事例があった。

法令は遵守すべきであり、実務上、やむを得ない場合があるのならば、改善の策を構築する必要がある。

49 【指摘3-4】保全等に関する業務の外注化の評価検証

道路保全に関する各種業務（パトロ

て、トンネル台帳の整備状況について共有を図った。紙媒体の台帳については、今年度中にデータ化する予定である。

指摘以後、各土木センター及び土木事務所では、警察から返送された協議文書と照合し、許可日を記入している。

今後は、同様の指摘を受けることがないように、適正な事務処理に努める。

全面的に民間委託となったのは令和3年度からであり、これまで外注化により懸念されてき

ール業務、道路維持管理業務、路面清掃業務など)の外注化を進めてきているが、それによってどのようなメリット・デメリットがあるのか(事前)、あったのか(事後)の評価検証がなされていない。

外注化することにより、品質面、コスト面でどのようなことを想定していたのか、また、その結果はどうだったのかについて、今後の道路保全業務をより良いものとするための材料とすべく、評価を行うべきである。評価は土木センター・土木事務所ごとに実施した上で、8つの土木センター・土木事務所間の比較も実施すべきである。特に、道路パトロールは、令和2年度までは県職員により直接実施するものと、業者に委託して実施するものが折衷して行われていた。令和3年度からは、全面的に業者に委託して実施することになったが、職員によるパトロールと同等の質の維持確保が課題として残る。

道路保全業務は県民の暮らしにとって非常に重要な業務であり、一定以上の品質を確保する必要があることから、一概にコスト面だけからの評価に終始するべきではなく、また外注化ありきではないと考える。そうすると、まずは道路保全業務に求められる品質がありきであり、それを達成するために県職員の対応がよいのか、外注がよいのかといった議論が必要である。また、それを実現するために要するコストは十分に手当てされるべきであり、一律に削減される経費の対象となるも

た夜間や休日での事故や災害発生時など緊急時における迅速な対応、経験に基づくノウハウや技術力の伝承、維持管理レベルの確保など、評価検証の項目、手法等について検討していく。

のではないといえる。

職員による直接パトロールは、長年の経験と勘によるノウハウが蓄積されたものであり、これにより県民は安全安心に道路を利用することができた。上述の評価を前提とし、仮に今後も外注化を継続するのであれば、これらノウハウを断つことのないよう、業者への伝承、継続が望まれる。

50 【意見3-4】パトロール回数のバラつき

道路パトロールは「富山県道路パトロール実施要領の制定について（令和2年3月26日）」に基づき、月4回以上周期的に実施することとされているところ、令和3年度において、富山土木センターでは民間委託で月6回実施しているのに対して、他の土木センター・土木事務所では4回のみ実施されている。規程に違反するものではないが、富山土木センターだけが、他の土木センター・土木事務所よりもパトロール業務を多く実施している状況にある。

富山土木センター管内は、富山市域を含んでおり、他と比べ市街地エリアが広いため、交通量や施設数など地域差があるとのことであるが、そうであれば、管内は旧郡部など市街地でないエリアの方が広いため、市街地エリアは月6回、そうでないエリアは他の土木センター・事務所と同様に月4回にするなど、工夫すべきと考える。

土木センター・土木事務所間の合同会議などで共有化し、【指摘3-4】

各土木センター及び土木事務所
の道路維持担当者会議において、道路パトロール業務の内容等について意見交換を行ったところであり、地域の実情に応じたパトロール業務のあり方について検討していく。

での議論をもとに、パトロール業務の頻度（月何回が妥当なのか）、担当（民間委託で足りるのか、県職員による直接パトロールも必要なのか）について検討が必要である。

50 【意見3-5】自転車専用道路のパトロールの実施

入善土木事務所では道路パトロール担当表を年初に作成しており、これにより月4回の頻度でパトロール実施しているが、一部コース（7区画）について計画通りに実施されていないコースがあった。なお計画通りに実施されていないコースは自転車専用道路であり、自動車では立ち入りできない道路部分もある。

土木部に自転車専用道路のパトロールについて、どのような対応がとられているか照会したところ、不定期（利用状況や大雨・強風・雪融け後など）に実施することとなっており、積雪がある場合は実施しない、という事であった。

しかし「不定期に実施する」とする対応では、実施頻度が曖昧であるといえ、安全確保のうえでもより明確なルールが必要と考える。

51 【意見3-6】同一業務に対する土木センター・土木事務所間の委託契約内容・方法の相異

業者に業務委託するに際し、同一業務にもかかわらず、土木センター・土木事務所間で契約内容・方法が異なる

適切なパトロール頻度や実施内容等を、地域の実情等を踏まえ整理し、自転車専用道路のパトロール実施要領を作成する予定である。

各土木センター及び土木事務所の道路維持担当者会議において、各種業務の委託内容や発注方法等について共有を図ったところであり、令和4年度から入善土木事務所が事務効率化のため

場合が見られた。

各土木センター・土木事務所において地域ごとの個別事情があると推測されるので、無理に統一する必要は無いものの、ある土木センター・土木事務所において複数の業務につき契約を一本化できているのであれば、他の土木センター・土木事務所でも同様にすることで契約ごとに実施されている入札手続、業務計画の作成、業務結果の報告などの業務の効率化やコスト削減にもつながると考える。

各土木センター・土木事務所のやり方を比較分析し、3E（経済性 Economy、効率性 Efficiency、有効性 Effectiveness）の観点などから最もよいやり方を検討してみる必要がある。土木センター・土木事務所間で施策等を共有し、相互に良いところを取り入れることをしてはどうかと考える。

52 【指摘3-5】書類への日付の記載誤り

・小矢部土木事務所

完了検査復命書に契約年月日を記載する欄があるが、令和2年3月24日とすべきところ、平成31年4月1日となったまま決裁されている事案があった（主要地方道小矢部福光線外県単独道路維持修繕路面維持管理委託業務 委託管理業務）。

文書の決裁者は記載内容をきちんと確認する必要がある。

めに照明灯管理業務について通年の委託契約とするなど効果が表れている。

今後とも情報を共有し、業務の効率化を進めていく。

指摘後、小矢部土木事務所では、他の職員によるダブルチェックを行うとともに、最終的には上席者による確認を徹底している。

4. 防災対策

80 【意見4-1】凍結防止剤の管理

・小矢部土木事務所

令和2年度の凍結防止剤の管理については、前担当者がスケジュール共有のための土木部の市販ソフトウェアに在庫数量及び購入数量を記載し管理していた。その後、令和3年2月以降は新たな担当者が凍結防止剤の管理をしていたが、2月以降の購入数量及び在庫数量の当該ソフトウェアへの記録はなされていなかった。

凍結防止剤については、適時散布のため一定量の保存が必要である一方で、年度をまたぐ場合の品質の低下は免れず過剰な在庫は無駄となる。このため、凍結防止剤の適切な数量管理を行うため、受払簿の作成が望まれる。

5. 重機・備品等の管理

83 【指摘5-1】建設機械台帳（除雪関係機械等の台帳）の経歴記録

建設機械台帳に稼働及び維持修理の経歴が記載されていない土木センターがあった。

砺波土木センターでは平成29年度までしか記載されておらず、平成30年度以降の記録がない。担当者のPC上では記録されていたが、土木センター共有のデータではなかった。

また、高岡土木センターでは、稼働及び維持修理の経歴が令和元年度までしか記載されておらず、令和2年度以降の記録がなかった。

いずれも、稼働状況の把握のために、

小矢部土木事務所においては、令和3年度から、凍結防止剤管理表を作成し、適切に在庫管理の記録を行っている。

また、各土木センター・事務所に対しては、道路除雪・雪寒事業担当者会議において指摘内容を周知し、在庫管理のより一層の徹底を図っている。

指摘後、砺波及び高岡土木センターにおいては、建設機械台帳に指摘のあった事項を記載した。

また、各土木センター・事務所に対して、道路除雪・雪寒事業担当者会議において台帳への記載に遺漏のないよう周知し、適時適切な記録の徹底を図っている。

国（旧建設省）からの通知「建設機械整備費補助金により取得した建設機械の管理、処分等に関する取扱要領について」第8に従い、台帳への記録が求められており、適時に記録する必要がある。

6. 富山県道路公社

86 【意見6-1】長期的な事業計画、資金計画の策定

経営分析を行う際の経営指標のひとつに債務償還年数がある。これは借入金等の有利子負債を返済する能力があるかどうかを示す指標で、この年数が短いほど返済能力が高いと判断される。金融機関が融資の可否を判断する際の指標のひとつである。

債務償還年数については一般的に10年以内が正常な状況と言われるが、比較的大規模な設備を要する業態の場合は20年以内であれば、正常な状況と判断されることが多い。

富山県道路公社の現預金、借入金、簡易キャッシュフローの状況から債務償還年数を試算してみたところ、令和元年度までは債務償還年数は20年以内で推移しており、正常な状況にあると判断できる。しかし、令和2年度実績、令和3年度計画では新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり20年を大幅に超える状況となっている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が不透明な状況ではあるが、現状の課題、問題点等を洗い出し、改善策等の検討を行い、長期的な事業計画、資金

長期的な資金計画を策定する際には、標準的な収入予想を基本としつつ、コロナ禍による収入減の影響を改善できるような検討も行うこととする。

今後とも、積極的な利用促進活動に取り組むとともに、維持管理費の削減に努め、経営の一層の効率化を図っていく。

計画を策定する必要があると考える。
なお、計画策定をする際には様々なケースを想定し、シミュレーションを行うことも必要と考える。また立山有料道路の料金の徴収期間が令和23年11月、能越自動車道の料金徴収期間が令和24年6月であり、それまでに借入金及び出資金が償還できるかについても、同時に検討する必要がある。

- 87 **【意見6-2】借入金手続きについて**
会計規程第45条によると、資金を借入するときは、その返済計画等を作成し、理事長の承認を得なければならないとしている。

現状、借入伺いをする際、翌事業年度までの短期的な資金計画表にて検討を行っているのみで長期的な返済計画表を作成し検討することまでは行っていない。しかし、富山県道路公社の借入金残高は比較的多額であり、今後、いかにして借入金を減らしていくかが課題となる。

以上のことから、今後、借入をする場合は、長期の資金計画表を作成し、検討する必要がある。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で業績が低迷している状況にある中、借入を行う際は長期的な資金計画を策定し、今まで以上に慎重に検討していく必要がある。

- 87 **【意見6-3】支出負担行為決議書兼支出回議書兼支払伝票の決裁日記載漏れ**

新たに資金借入する際には、長期の資金計画表を作成し、資金借入について必要最小限となるよう努めていく。

決裁日（審査日）の記載に関しては、決裁後、決裁日付印を押印するように、令和3年9月

	<p>令和2年度の支出負担行為決議書兼支出回議書兼支払伝票のファイルを査閲したところ出納役の決裁印は確認できたが、決裁日（審査日）の記載がなく、いつ決裁されたのかわからない伝票が散見された。</p> <p>会計規程第30条によると出納事務担当者が金銭を支払う場合には、債権者からの請求書その他取引を証する書類に基づいて作成された支払伝票により、出納役の決裁を得て行うものとしているため、決裁日を明確にしておく必要がある。</p>	<p>から運用を改めた。</p>
88	<p>【意見6-4】 固定資産台帳に保全状況の記載漏れ</p> <p>会計規程第53条によると、固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならないとしている。固定資産台帳を査閲したところ、保全状況が記載されていなかった。</p> <p>固定資産の保全状況は、買い換え時期、資金計画等の基礎資料として必要なものであり、記載する必要があると考える。</p>	<p>保全状況の記載に関して記載漏れのないように改めて関係職員に注意喚起した。</p>
88	<p>【意見6-5】 固定資産台帳と現物の照合証跡の欠如</p> <p>会計規程第57条では固定資産管理責任者は、常に良好な状態において固定資産を管理し、毎会計年度に1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て</p>	<p>令和3年度から照合点検表に状況記載欄を設け、照合担当者が現物とチェックした事実を証明する書類（原始証憑）とした。</p>

帳簿の整備を行わなければならないとしている。

固定資産及び物品の照合結果表を確認したところ、固定資産管理責任者の押印はあったが照合した証跡等がないため実際に照合を行っているか確認できなかった。

現物の照合が実際に行われていることを確認できるように照合担当者が現物とチェックした証跡のある原始証憑を残しておくことが必要と考える。

88 【意見6-6】固定資産管理シール等の欠如

本社において現物確認（庁内LAN用パソコン2台、業務用パソコン5台）を実施したところ、現物は確認できたが、固定資産番号がないため、台帳との照合が難しかった。

年1回行われる固定資産台帳と現物の照合を効率的に行うためにも、現物に固定資産番号が記載されたシール等を貼付し、管理することが望まれる。

固定資産台帳に記載してある物品については確認を容易にするため、固有の固定資産番号を付したシールを令和4年度中に貼付して管理する。（一部屋外設置物を除く）

88 【意見6-7】固定資産台帳及び物品台帳の記載漏れ

固定資産・物品の中で、固定資産台帳及び物品台帳に記載されていないものが数件発見された。今回発見されたものは既に耐用年数が過ぎており、現時点で金額的重要性はなかったが、決算書類等を適切に作成するためには固定資産が固定資産台帳に漏れなく計上される必要があるため、今後は固定資産台帳等への記載漏れがないよう十分

固定資産台帳及び物品台帳の記載に関して記載漏れの無いように本社のみならず管理事務所においても確認する旨、改めて注意喚起した。

89	<p>注意する必要があると考える。</p> <p>【意見6-8】道路占用許可等に係る起案書の決裁欄の日付記入漏れ</p> <p>令和2年度の道路占用許可に関する書類一式を確認したところ、起案書の決裁欄に日付の記入がなかった。また更新に関する許可に関しても、起案書に決裁欄の日付のないものが散見された。</p> <p>富山県道路公社事務決裁規程第3条によるとすべての事務は決裁の権限を有する者の決裁を得た後でなければ処理してはならないとしているため、決裁日を明確にしておく必要がある。</p>	<p>決裁日の記載に関して記載漏れの無いように改めて注意喚起した。</p>
90	<p>【意見6-9】通行料金の一部払戻し業務に係る契約について</p> <p>通行料金の一部払戻し業務について、その主な業務内容は、払戻し申請書の受付や利用実績の確認とそれに伴う料金の払戻し、電話による利用者からの問い合わせ対応となっている。平成30年度当初は月100件程度あった申請業務は、現在は減少しており、令和2年度の月あたり払戻し件数は多くても10件程度となっている。それに対し、令和2年度の払戻し業務の委託費は人件費だけでも多額に上り、業務内容に対し割高となっている印象を受けた。なお、契約内容としては、月曜から金曜（祝日、振替休日を除く。）の8時30分から17時15分に窓口1名を置く契約となっている。</p> <p>当該払戻し業務は、高度な知識や経</p>	<p>現在、令和5年度までの複数年契約の途中であるため、令和6年度からの次期契約では今回の指摘を踏まえて委託契約の内容と方法を検討する。</p>

験を有する業務ではないと考えられ、交通管制業務や交通管理業務、維持修繕業務を主とする道路管理委託業務契約と同一業者である必要性はない。そのため、業務委託費の削減を目的として、当該契約とは別契約により業者を選定することを検討に入れてもよいのではないかと考える。

令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：公立大学法人富山県立大学の財務に関する事務の執行及び管理について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
24	<p>第四 監査の結果及び意見</p> <p>2. 規程等の整備、運用</p> <p>【意見2-1】規程、細則等の制定、改廃時の運用</p> <p>ヒアリングによると、実際に規程、細則等を制定、改廃する際には、事務決裁規程別表第1に従い、理事長による重要性の判断のもと、理事会に諮るものと、それ以外に分けているとのことである。</p> <p>しかしながら、基本的事項は理事会で決議し、それに基づく日常の運用については理事長に意思決定を委任しているというのが定款と事務決裁規程の関係と思料されるところ、現状の運用では、「重要なもの」の定義が曖昧で、理事会で決議すべき基本的事項かどうかを理事長の判断に任せており、結局は理事長の判断次第で決定されることになる。</p> <p>規程、細則等の制定・改廃について、規程管理規程を定め、規則、規程、細則、要綱等、について定義し、それぞれの制定、改廃のルールを明確にすることが望ましい。</p>	<p>公立大学協会の加盟大学に対して、規程管理規程の整備状況を調査したところである。その調査結果を踏まえ、規定管理規程の制定も含め、制定、改廃のルールを明確にするよう取り組んでいく。</p>
40	<p>4. 増改築及び修繕の計画管理、及び契約事務</p> <p>【意見4-1】一般競争入札を行う際の金額基準の明文化</p> <p>工事請負契約を締結する場合には会計規程第52条及び第53条に基づき、一</p>	<p>公立大学協会の加盟大学に対して調査を行った結果、一般競争入札を行う際の金額基準を明文化しているのはごく少数であ</p>

般競争入札を原則とする。

富山県立大学では、一般競争入札を行う際の金額基準を明記した資料はないが、富山県農林水産部及び土木部の発注工事における「条件付一般競争入札実施要領第3条」を参考とし、設計額が2千万円以上の工事を一つの目安としている。実務において一般競争入札の入札基準を2千万円以上とするのであれば、契約事務の内規として金額基準を定めることが望ましい。

5. 事務機器等の物品管理

44 【意見5-1】 廃棄証明等の入手

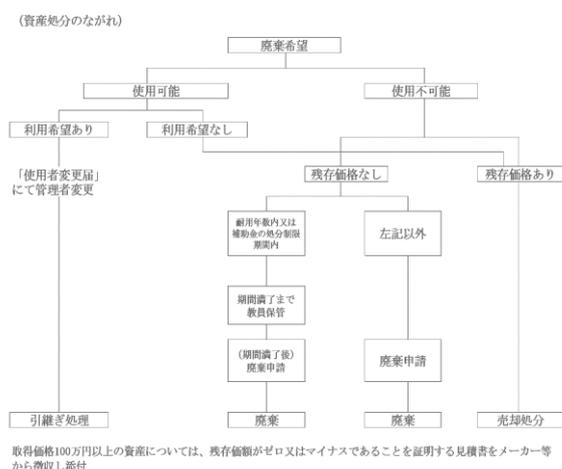
不用資産の処分については、以下のフローのとおりである。廃棄処理する場合は、「資産廃棄申請書」を事務局に提出し、事務局において固定資産台帳へ除却登録を行っている。この点、現物の処分については資産使用者に一任されており、特段廃棄証明等の取受けは要求されておらず、現物を廃棄せず転売等が行われるリスクが少なからず存在する。また情報資産の処分にかかるデータ消去の手続等も特段規定されていないとのことであり、個人情報や研究内容の流出の危険性も存在すると考えられる。

情報資産については、資産管理マニュアル等において厳格な廃棄方法の仕組み・ルールの構築をすべきである。また資産現物については事務局での廃棄確認及び廃棄方法の記録を残すとともに、業者を利用した廃棄の場合には廃棄証明書を取得するなどの体制を構

ることから、内規として金額基準は定めず、公立大学法人富山県立大学会計規則第62条の規定に基づき、県の規程を準用する。

資産の処分に係る手続きについては、他大学等の廃棄方法の仕組みを調査し、当面の対応として、情報資産の処分にかかるデータ消去の手続きについては「データ消去確認書(仮)」、物品については「廃棄証明書(仮)」等の提出の義務づけを進めている。

築することが望まれる。



7. 薬品等の毒劇物及び危険物等の管理

53 【意見7-1】 規程類の未作成

規程等において、薬品や毒劇物等に関する管理規程、マニュアルが制定されていない。薬品等の取扱いや管理は法令等により適切に対処することが求められているが、その対応を教員等個人の取扱責任者に一任するのではなく、大学としても組織対応すべきことから規程を定めることが望ましいと考える。現行の個人単位での管理はその方法や状況管理が属人的になり、大学組織内でも適時に状況把握することが困難となる。監査手続により任意にサンプル抽出した研究室に対して、薬品等の管理状況をヒアリングし、関連資料の閲覧を実施したが、現物確認の実施時期やその結果状況を記録した資料の作成方法は異なり、教員個人のデータベースに保管されていることから担当教員以外の者が状況を把握することは困難な状況となっている。

令和3年度、学内に薬品管理委員会を設置し、本学の薬品管理のあり方について検討を進めてきた。管理方針の素案は決定済みであり、薬品管理委員会の承認を得られ次第、同方針に沿った規程を整備し、当該規程に従って薬品管理を行っていく。

薬品等の使用・保管状況を大学組織として適時適切に把握するため、薬品等規程を定め、これに従った薬品等の管理を実施することが必要と思われる。

53 **【意見7-2】管理体制の組織化**

意見7-1にあるように、管理運用は各研究室の管理責任者である教員に任せられているのが実態であり、大学全体として指揮管理系統が組織化されていない。

消防法の危機管理体制はあるものの、これは主に火災を想定した対策として設置されたものであり、薬品等は毒物及び劇物取締法に基づく管理が求められていることから、事故発生の可能性とその防止・低減の視点からも組織的な対応が必要と考える。

大学としては消防法の危機管理対応組織と同一として対応している、とのことであるが、危険物以外で人体に影響を及ぼす可能性があり、薬品等の視点から大学全体での指揮管理系統として機能追加の検討が必要と考える。

54 **【意見7-3】受払簿の保管場所**

トルエン等は消防法に基づき危険物貯蔵庫に保管されているが、現物と共に受払簿が保管されている。

貯蔵庫は施錠管理されていることから持ち出しが不明となる可能性は低いですが、受払簿については責任者が保管するなど記録の紛失、または改ざんが行われる可能性を低減するなどの対応が

消防法に基づく自衛消防組織とは別に、令和3年度に薬品管理委員会を設置し、同委員会を中心とした組織的な薬品管理に取り組んでいる。

令和3年度、学内に薬品管理委員会を設置し、本学の薬品管理のあり方について検討を進めてきた。受払簿を責任者において管理するよう取り組んでいく。

54	<p>必要と思われる。</p> <p>【意見7-4】薬品等の廃棄ルールの制定化</p> <p>使用見込みがない薬品等を廃棄するルールが明確化されていない。但し、廃棄業者依頼のため、事務局担当者は年一回廃棄希望を取りまとめのうえ廃棄処理を行っている。</p> <p>したがって、実質的には実施しているといえるが、不要な薬品等は持たない、という意識を共有するためにも規程として明文化することが望ましい。</p>	<p>令和3年度、学内に薬品管理委員会を設置し、本学の薬品管理のあり方について検討を進めてきた。管理方針の素案は決定済みであり、薬品管理委員会の承認を得られ次第、同方針に沿った廃棄ルールを整備し、当該ルールに従って薬品廃棄を行っていく。</p>
57	<p>8. 物品の調達、委託契約等の契約事務</p> <p>【意見8-2】定期健康診断業務に係る契約方法の見直し検討</p> <p>従来から定期健康診断業務は以下の理由により公益財団法人富山県健康づくり財団と随意契約としているが契約方法の見直しを検討する必要がある。</p> <p>～随意契約理由～</p> <p>委託予定の「富山県健康づくり財団」は、集団検診の中核指導施設として県等が出資して設立された財団であり、高校や企業等、数多くの健康診断を実施している。受診人数・検査能力において、県内では同財団の信頼は高い。また、本学の定期健康診断において実績があり、在学生の検診データの経年管理を行っていることから、同財団への委託が適当であると考えられる。</p> <p>委託によって事業を行うことを決定</p>	<p>令和4年度より、3業者の指名競争入札を行い、委託契約先を選定している。</p> <p>(令和4年1月28日、入札実施済)</p>

した場合、委託先の選定過程で競争性を確保することは重要である。富山県内には同財団以外に巡回健康診断を実施している業者も存在しており、同財団の1社随意契約を適当と判断して他社を排除する意義は薄いと考える。今後巡回健康診断を実施できる企業等を調査し、契約方法の見直しを検討されたい。

59 **【意見8-5】** 契約方法の見直しについて

現状、日常清掃業務委託と定期清掃業務委託を別契約としているが両業務を分けて委託することの意義は薄い。

両業務を併せて委託を行うことにより、業者選定、契約手続き、業務の執行状況の確認などの負担が減り、事務の効率化を図ることが期待できる。コスト削減、事務負担の軽減等を十分検討し、契約方法の見直しを検討されたい。

10. 労務管理及び人事評価

80 **【意見10-1】** 残業の事前承認

職員の残業の可否については、上席者の事前承認が口頭でしかなく、文書上は事後承認が確認できるのみである。この場合、上席者による残業の必要性の吟味が十分になされない結果、残業時間の圧縮や働き方改革に繋がらないリスクがある。

職員の残業の必要性の吟味と残業時間の圧縮のため、上席者は文書により残業の事前承認を実施することが望ま

日常清掃業務委託と定期清掃業務委託を合わせて委託することで競争性の確保が損なわれないように、業務内容等の見直しを行い、両業務を合わせて委託する方向で取り組む。

令和4年度から、事務局の一部職員について時間外申請機能を有した勤怠管理システムを試験導入した。

れる。

14. 寄附金に係る管理

【意見14-1】遺贈・相続財産等の寄附受入の促進について

96

昨今では、遺贈・相続財産等の寄附受入を積極的に受け入れるため、公的機関等でもパンフレットの配布等によるアピールが進められているところである。富山県立大学でも、遺贈・相続財産等の寄附がこれまで以上に増える可能性がある。

富山県立大学への寄附は、国・地方公共団体に対する寄附金として、所得税法上、特定寄附金として優遇が受けられるほか、相続財産の寄附の場合には、相続税法上、原則として非課税扱いとなる。このメリットを活用し、遺贈・相続財産の寄附受入に向けた取組みを進め、学校教育の更なる充実を図る必要があると思われる。

日本赤十字社や各学校法人など、このようなメリットをアピールし、寄附財産の受入促進に向けた取組みを進めているところもみられる。

富山県立大学においても寄附・遺贈することのメリットをアピールし、寄附受入の機会をより多くするような取組みが期待される。

公立大学協会の加盟大学に対して、遺贈・相続財産等の寄附受入の促進の取組について調査したところであり、その調査結果を踏まえ、寄附受入れが促進されるよう取り組んでいく。

